

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次の土地改良区の合併を認可したので、合併により新設した土地改良区及び合併により解散した土地改良区を次のとおり公告する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 認可年月日

平成31年4月1日

2 合併により新設した土地改良区

富士山南麓土地改良区

3 合併により解散した土地改良区

富士川用排水土地改良区、吉原農地保全土地改良区、鷹岡農地保全土地改良区、富士南麓土地改良区